

兵庫県公報

平成24年10月26日 金曜日 第 2435 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	4
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	4
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	7
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同）	8
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	8
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
○ 落札者等の公示（県立工業技術センター）	17
○ 同 上（同）	17
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	19
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出	21
教育委員会規則	
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	21
○ 兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則	21
公安委員会規則	
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則	22

公布された法令のあらまし

- 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（教育委員会規則第13号）**
使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第8号）のうち、兵庫県立美術館の分館の美術品の観覧に係る料金等に係る改正規定の施行期日を平成24年11月3日とすることとした。
- 兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第14号）**
兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、兵庫県立美術館の分館の利用料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）**
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、緊急の必要がある場合に意見聴取を経ずに行う特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限に係る公安委員会の仮の命令（以下「仮の命令」という。）

に関する事務、仮の命令に係る標章の貼付け及びその取除きの事務等を警察本部長に行わせることができることとされること、並びに縄張に係る禁止行為及び特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する公安委員会の命令を警察署長に行わせることができることとされること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市池谷福谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	柳 瀬 澄	神戸市西区櫛谷町福谷451番地
同	藤 井 彰 一	同 市同区櫛谷町福谷502番地
同	藤 井 太 郎	同 市同区櫛谷町福谷576番地の1
同	柳 瀬 勝 己	同 市同区櫛谷町福谷402番地の6
同	藤 井 昌 二	同 市同区櫛谷町福谷651番地
同	藤 井 隆 佳	同 市同区櫛谷町福谷529番地
同	柳 瀬 久	同 市同区櫛谷町福谷410番地
同	山 本 淳	同 市同区櫛谷町池谷207番地
同	小 池 勲	同 市同区櫛谷町池谷772番地
同	小 池 康 之	同 市同区櫛谷町池谷471番地
同	小 池 利 之	同 市同区櫛谷町池谷301番地の1
同	柳 瀬 登	同 市同区櫛谷町池谷718番地の1
同	柳 瀬 一 雄	同 市同区櫛谷町池谷115番地
同	柳 瀬 博 幸	同 市同区櫛谷町池谷412番地
監 事	柳 瀬 茂	同 市同区櫛谷町池谷170番地
同	藤 井 昭 一	同 市同区櫛谷町福谷88番地の3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 孝 司	神戸市西区櫛谷町池谷432番地の2
同	小 池 克 彦	同 市同区櫛谷町池谷377番地
同	小 池 道 雄	同 市同区櫛谷町池谷766番地
同	柳 瀬 澄	同 市同区櫛谷町福谷451番地
同	柳 瀬 勝 己	同 市同区櫛谷町福谷402番地の6
同	柳 瀬 茂 幸	同 市同区櫛谷町福谷452番地
監 事	山 本 弘 明	同 市同区櫛谷町池谷113番地
同	池 内 仁 志	同 市同区櫛谷町福谷786番地

2 加古川西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 初 美	加西市中西町333番地



兵庫県告示第1373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市池谷福谷土地改良区	平成24年10月 5 日



兵庫県告示第1374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
揖西土地改良区	平成24年10月 4 日



兵庫県告示第1375号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
東須磨加入区	平成24年10月13日
須磨浦加入区	平成24年10月13日
塩屋、東垂水加入区	平成24年 9 月 5 日



兵庫県告示第1376号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市大屋町夏梅字青谷182の3、184の1、185、185の1、186、186の1、187、187の1、188、189
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1377号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 宍粟市一宮町東河内字出ツ石1646の2から1646の4まで、1646の9から1646の16まで
- 2 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1378号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となつた事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)アッシュキューブ 代原 歌代子	神戸市灘区原田通3ー7ー8	般ー22 第114666号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年7月31日
神戸ダイヤモンドナンス(株) 代植木 勇一郎	同 市中央区東川崎町1ー8ー5	般ー22 第115774号	一般	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月27日
(株)エヌテック神戸 代草別 伊知郎	同 市同 区磯辺通2ー2ー25	般ー23 第106881号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月25日
(株)マスコーポレーション 代松田 卓朗	同 市同 区多聞通3ー2ー9	般ー19 第115060号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月1日
(株)友建産業 代中橋 勇希	同 市同 区港島中町3ー2ー6ー10ー201	般ー24 第116120号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日
フジインテック(株) 代藤原 康人	同 市同 区港島南町7ー1ー30	般ー22 第115765号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日

(有)モリイチ 代森井 宏幸	同 市兵庫区兵庫町1 —3—24	般—19 第113938号	一般	建築工事業、屋根工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年2月5日
(有)隆富 代林 隆司	同 市同 区羽坂通3 —7—4—202	般—20・21 第216902号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月2日
谷川工務店 代谷川 博	同 市北区南五葉2— 2—43	般—21 第106694号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月21日
(株)ルーブテクノ 代吉田 雅裕	同 市長田区刈藻通7 —4—1 第2大康ハ イツ1F	般—23 第115937号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年11月18日
(株)松山工務店 代松山 美代子	同 市須磨区平田町2 —2—6	般—19 第102425号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年4月1日
加地設備機器(株) 代山崎 英彦	同 市同 区戸政町1 —1—30	般—21 第103632号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月31日
(株)川上組 代川上 芳明	同 市同 区妙法寺字 界地88—19	特—19 第109765号	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月27日
興栄設備工業 代福 則昭	同 市西区秋葉台1— 9—19	般—22 第115802号	一般	管工事業、鋼構造物工 事業、機械器具設置工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月4日
(有)ライフクリエイ ト 代乙宗 昭宏	尼崎市南武庫之荘5— 25—20—106	般—22 第217217号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月25日
タクマシステムコ ントロール(株) 代熊田 雅行	同 市金楽寺町2—2 —33	般—20 第216955号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年6月15日
森本興産 代森本 公三	同 市東園田町2— 178	般—19 第217636号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月23日
(株)カイ住宅建設 代甲斐 朗	同 市浜田町5—7	般—21 第217906号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月1日
(有)伊藤工務店 代伊藤 裕康	西宮市甲子園七番町22 —31	般—19 第202744号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年6月30日
ユニオン保全(株) 代後藤 祥文	同 市染殿町6—12	般—22 第204876号	一般	とび・土工工事業、防 水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年7月23日
(株)ホカリアクアシ ステム 代帆苺 ひとみ	同 市室川町4—20— 302	般—24 第215842号	一般	管工事業、機械器具設 置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
(株)待場建設 代待場 隆史	同 市浜脇町3—8	般—21 第217917号	一般	土木工事業、大工工事 業、屋根工事業、ほ装 工事業、内装仕上工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(株)伊原組 代加藤 好郎	同 市丸橋町8—13	般—19 第213920号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、左官 工事業、石工事業、屋 根工事業、タイル・れ んが・ブロック工事 業、鋼構造物工事業、 鉄筋工事業、板金工事 業、ガラス工事業、塗 装工事業、防水工事 業、内装仕上工事業、 熱絶縁工事業、建具工 事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月3日
タムラ通信サービ ス 代田村 甲介	同 市山口町下山口4 —21—10	般—22 第218176号	一般	電気通信工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同

㈱モリタコーポレーション 代森中 隆法	伊丹市東有岡1—18—13—1007	般-22 第301580号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年9月1日
宏友通商㈱ 代中林 喜一	同 市荻野6—43—2	般-19 第301797号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月11日
逆瀬川はうじんぐ ㈱ 代森 英樹	宝塚市中州1—15—34	般-20 第301917号	一般	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月30日
㈱北摂環境センター 代岡崎 来	三田市東山1142—1	般-23 第302240号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月23日
㈱明石環境開発 代川木 智史	明石市魚住町西岡892—1	般-19 第404638号	一般	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月8日
㈲共明建設 代川原上 雄治	同 市硯町2—7—20—403	般-20 第406060号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
㈲にしけん開発企画 代藤井 啓司	同 市大久保町松陰874—1	般-23 第405798号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年7月29日
黒崎水道建設㈱ 代黒崎 重子	加古川市加古川町木村118—3	般・特-22 第400303号	特定	土木工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月1日
村上設備工業㈱ 代村上 恵子	同 市平岡町新在家1906	般-20 第406007号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年7月31日
グリーン松陽 代北野 増廣	高砂市曾根町416—2	般-21 第402527号	一般	土木工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
㈱浜田工務店 代濱田 喜重	同 市高砂町西宮町412	般-19 第404599号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月5日
播磨企画㈱ 代青柳 淳	同 市高砂町鍛冶屋町1390	般-23 第404975号	一般	土木工事業、建築工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
㈲前田組 代前田 好巳	加古郡稲美町蛸草1476—14	般-19 第405901号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
㈱石川工務店 代石川 祥平	同 郡同 町加古382—66	般・特-22 第403169号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年7月22日
㈲ハリマ園芸 代西田 佳史	同 郡播磨町古宮401—14	般・特-19 第400677号	一般	清掃施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月6日
㈱アキタ 代澤中 章博	加西市下宮木町578—1	般・特-19 第352515号	特定	造園工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年4月25日
俊住建設㈱ 代時本 吉成	加東市上田740	般-19 第351780号	一般	建築工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年6月30日
㈲稲葉設備工業 代稲葉 富夫	姫路市林田町口佐見158—3	般-22 第457532号	一般	土木工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月31日
新陽建設㈱ 代大東 祐	同 市広畑区小松町1—45	般・特-22 第453398号	一般	ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
呉竹電建 代呉竹 光春	同 市花田町勅旨135—78	般-19 第458740号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月3日
大山工業 代大山 元治	同 市網干区浜田816—10	般-19 第460418号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月9日
ツジ建商 代辻 研一	同 市伊伝居574—15	般-19 第460457号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
内村鉄筋工事 代内村 里香	同 市東今宿6—12—24	般-19・24 第460422号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日

寿鉄工(株) (代)大村 殖	相生市旭1-19-47	般・特-23 第550131号	一般 特定	タイル・れんが・ブ ロック工事業、機 械器具設置工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年6月29日
大塚興業 (代)大塚 史明	たつの市龍野町富永70 -3	般-22 第502960号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月31日
立花工業 (代)立花 正敏	同 市御津町苜屋 214-1	般-20・23 第460596号	一般	管工事業、機 械器具設置工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
(有)大圭工務店 (代)岡田 綱男	宍粟市波賀町谷75-1	般-23 第502772号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
匠谷口建築 (代)松本 純一	同 市山崎町山田32- 8	般-22 第502973号	一般	建築工事業、大工工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年7月23日
藤原設備 (代)藤原 隆	同 市山崎町今宿17- 1	般-20 第502606号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 管工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゆんせつ工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
建築工房H a n d s (代)右田 一喜	揖保郡太子町矢田部 131-13	般-22 第503157号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
松井左官工業 (代)松井 三郎	豊岡市出石町福住184 -1	般-21 第651127号	一般	左官工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月31日
足立電気工業所 (代)足立 隆行	同 市九日市下町416	般-19 第650305号	一般	電気工事業、管工事 業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年6月30日
(株)トヨ・ケン (代)湯口 久恵	同 市出石町弘原151	般-23 第651392号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月10日
(有)片山メンヨ (代)片山 進	養父市八鹿町宿南1453	般-21 第600986号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
磯尾工務店 (代)磯尾 哲之助	朝来市和田山町竹ノ内 310-2	般-23 第600020号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年1月31日
(株)かおる園 (代)井上 正直	丹波市市島町上田612 -2	般-23 第751591号	一般	土木工事業、石工事 業、管工事業、造園工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
橋本木材店 (代)橋本 功	同 市春日町東中754	般-21 第751529号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月30日
(株)南兵庫クボタ (代)川崎 秀男	南あわじ市市小井446 -4	般-23 第800182号	一般	土木工事業、建築工事 業、管工事業、機 械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
前谷工務店 (代)前谷 健市	同 市津井2769- 3	般-19 第801292号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月1日
川端建設 (代)川端 義和	淡路市志筑1491-1	般-19 第800457号	一般	建築工事業、大工工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月17日



兵庫県告示第1379号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社コウリュウ興産
- 2 代表者氏名 林 武 彦
- 3 事務所所在地 神戸市兵庫区駅南通 3—2—1
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第11222号
- 5 免 許 年 月 日 平成20年 1 月15日



兵庫県告示第1380号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 葵観光株式会社
 代表者の氏名 池 田 研 次
 住所 洲本市物部 1 丁目 6—20
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 ホワイトハウス洲本店
 所在地 洲本市物部 1 丁目58番 3、58番 4、67番 3
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成24年10月26日から同年11月 8 日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成24年 9 月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人ゲートキーパー支援センター
 - イ 代表者の氏名 竹 内 志津香
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市西野 1 丁目299番地27
 - エ 定款に記載された目的
 この法人は、広く市民に対してゲートキーパーの育成とサポートに関する事業を行い、自殺の防止をはじめ、離職率の低下・犯罪や虐待の抑制、不登校の減少など社会の幸福度向上に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成24年 9 月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人 d c - n a z u n a
 - イ 代表者の氏名 亀 井 博 之
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市産所町14番 5 号 ニュートンビル西宮401
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して芸術活動及び芸術振興に関する事業を行い、個々人の自立支援と文化水準の向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Renaissance高砂

イ 代表者の氏名 渡 邊 健 一

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市高砂町鍛冶屋町1416番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、高砂市内で新しい事業を始める起業家や芸術家並びに高砂市民に対して、高砂市内の空き家空き店舗を有効活用する事業やこれらの活動を支援する事業および高砂の街づくりに関する事業を行い、広く高砂地域の活性化に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人にほんご豊岡あいうえお

イ 代表者の氏名 河 本 美代子

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市昭和町250 河本ビル102

エ 定款に記載された目的

この法人は、豊岡市を中心とした但馬で暮らす外国にルーツを持つ人々に対して、日本語教室及び生活支援に関する事業を行い、相手のルーツを尊重し、お互いに協力し、助け合える居場所づくりを目指し、但馬地域に住むすべての人々が相互に理解し、暮らしやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人不動禅少林寺流拳法総本山

イ 代表者の氏名 岩 本 哲 尚

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町高山1228番地952

エ 定款に記載された目的

この法人は、伝統古武道を通し、子どもの健全育成と高齢化世代の保健体育の向上を図り、もって地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Creative Debate for GRASS ROOTS

イ 代表者の氏名 池 亀 葉 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市塩瀬町名塩5117番地3 西宮名塩東山グリーンマンション309号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本で英語を学ぶ子どもとその教育に携わる者に対して、英語を学ぶ環境及び、認知の特性を踏まえ、言語と思考の間の密接なつながりを考慮して英語力と人間力を育てる事業を行い、日本の英語教育・人材教育に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人播磨うまいもん食楽部

イ 代表者の氏名 中 道 敦 夫

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市有年権原255番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域社会の住民、企業及び団体を対象に、地域活性化イベントの開催、特産品の宣伝及び地域情報の発信を行うことにより、経済の活性化を促し、公益の増進に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人イマール

イ 代表者の氏名 後 藤 哲 也

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市飾磨区加茂南824—5

エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市近郊に住む身体的・知的・精神的に障がいを持つ人達に対して、就業継続支援に関する事業を行い、就労に必用な知識及び能力の向上に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みなみ会

イ 代表者の氏名 長 井 泰 弘

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市野村町1795番地の8

エ 定款に記載された目的

この法人は、西脇市内の子どもが「地域の人々によって守り継がれてきた自然と歴史・文化」を学ぶことを通して「他者（生命的自然から他の人々まで）を思いやれる暖かい人間性（道徳・倫理性）」、「文化を受け継ぎ、創造する豊かな教養と深い視点」、「歴史を見通す広い視野」を育むように、地域住民の賛意と協力を得て支援するとともに、あわせて魅力ある地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人D-MAX

イ 代表者の氏名 井 本 勝

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東園田町6丁目120番地の7

エ 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ機会を求める青少年に対して、スポーツ教室、トレーニングジムの運営及び国際交流に関する事業を行い、青少年の健全育成やスポーツの振興に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人田漢文化交流会

イ 代表者の氏名 竹 下 道 子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町西岡111番地の1 サテラ魚住501号

エ 定款に記載された目的

この法人は日本に在住するすべての人に対して、日中文化交流に関する事業を行い、友好と平和に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いきいき前山

イ 代表者の氏名 大 槻 俊 彦

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市市島町上竹田180番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民等に対して、地域活性化に係る事業を行い、誰もが安心安全で幸せを感じ、いきいきと暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路市介護サービス第三者評価機構

イ 代表者の氏名 田 中 洋 三

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市安田三丁目1番地 姫路市自治福祉会館6階

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護サービス利用者及びその家族等に対して、介護保険法（平成9年法律第123号。）第7条第5項に規定する居宅サービス、同条第18項に規定する居宅介護支援及び同条第20項に規定する施設サービス（以下「介護サービス」と総称する。）を提供する事業所及び介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に関する情報の提供等を行い、もって、介護サービスの質の改善と向上を図ることを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WE L n e t さんだ

イ 代表者の氏名 小 杉 崇 浩

ウ 主たる事務所の所在地 三田市下井沢332番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、さんだの地において、福祉・教育・労働・医療その他様々な立場で活動する人たちが、それぞれの立場で培った知恵と力を持ち合い、生活に支援の必要としている一人一人の市民のために、包括的な支援を行っていくこと及び、そのためのネットワーク構築により、公益の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなのいえ

イ 代表者の氏名 清 水 俊 美

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市網干区高田78番8

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）、高齢者に対して、地域で暮らすために必要な在宅ケアサービス事業と地域住民との交流促進に関する事業を行い、世代や障害の有無にかかわらず、地域で共にその人らしい生活ができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐりんぴあ兵庫

イ 代表者の氏名 永 田 光太郎

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市東神吉町西井ノ口426-4

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援に関する事業を行うとともに、障害福祉サービス事業所へ各種運営支援事業を行い、障害者が地域において共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サニーサイド

イ 代表者の氏名 田 中 壽 雄

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東園田町5丁目24-4

エ 定款に記載された目的

この法人は、「人としての尊厳」を大切に、地域社会において、そこに生きるすべての人々が自己の能力を発揮し、障害者、高齢者をはじめ一人一人が輝きいきいきと暮らせる地域社会を創造するために、市民参加型の日常生活の支援、社会参加機会の提供等に関する事業を行い、地域社会における福祉活動、社会教育活動及び人権擁護活動の推進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たじま海の学校

イ 代表者の氏名 今 井 学

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町香住区訓谷316番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人まで全ての人々に対して海洋環境保護及び海洋活動の安全性向上に関する事業を行い、美しい海を中心とした活力ある豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年 9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まいどいんあまがさき

イ 代表者の氏名 見 市 幸 男

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東園田町9丁目37の10

エ 定款に記載された目的

この法人は、自分達が住む地域や暮らしは自分達でつくるという自律・自治をめざす住民とともに、障害者の自立支援に関する事業の他、文化の振興、自然環境の保全、国内外の平和推進、災害復興支援に関する事業を行い、誰もが安心して楽しく暮らせる尼崎の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成24年 9月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こども発達サポートセンター

イ 代表者の氏名 泉 和 男

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市中島三丁目5-5-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と家族に対して、障害児の子育てや療育活動、コミュニケーション援助に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進と、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 えるむプラザ

所在地 三田市すずかけ台二丁目3番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪食	千 野 和 利	大阪市北区角田町8番7号
株式会社北摂コミュニティ開発センター	東 徹 志	三田市弥生が丘一丁目2番地の1

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター
代表者の氏名 姉 齒 道 信

イ 変更後

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター
代表者の氏名 東 徹 志

4 変更年月日

平成24年 6月25日

5 届出年月日

平成24年10月 1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年10月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 センチュリープラザ

所在地 三田市けやき台一丁目10番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 東 徹 志

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 姉 齒 道 信

イ 変更後

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 東 徹 志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

代表者の氏名

住所

アクサス株式会社

久 岡 卓 司

徳島市山城西四丁目2番地

株式会社ローソン

新 浪 剛 史

東京都品川区大崎一丁目11番2号

外未定

イ 変更後

名称

代表者の氏名

住所

アクサス株式会社

久 岡 卓 司

徳島市山城西四丁目2番地

株式会社ローソン

新 浪 剛 史

東京都品川区大崎一丁目11番2号

有限会社メガネショップササダ

佐々田 均

三田市武庫が丘六丁目7番地の8

外2者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名

平成24年6月25日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成21年7月1日ほか

5 届出年月日

平成24年10月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年10月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フラワータウンショッピングセンター

所在地 三田市弥生が丘一丁目1番地の1、2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社北摂コミュニティ開発センター	東 徹 志	三田市弥生が丘一丁目2番地の1
株式会社サンフラワー	内 田 知 洋	三田市弥生が丘一丁目1番2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	渡 邊 勝 幸
株式会社サンフラワー	内 田 治 良

イ 変更後

名称	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	東 徹 志
株式会社サンフラワー	内 田 知 洋

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西 見 徹	神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社マルシゲ	山 田 弘	大阪市中央区城見二丁目1番61
株式会社大森	大 森 清	神戸市西区伊川谷潤和137-1

外27者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	桑 原 道 夫	神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
株式会社セリア	河 合 宏 光	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
エフエルシーモバイル株式会社 外30者	萩 尾 陽 平	東京都渋谷区神宮前 1—4—16

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名
平成24年 6 月25日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年 4 月18日ほか

5 届出年月日

平成24年10月 1 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成24年10月26日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成25年 2 月26日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン氷上ショッピングセンター
所在地 丹波市氷上町石生字牛ノ木2011番 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 岩 本 隆 雄
住所 広島市南区段原南一丁目 3 番52号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の住所

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 岩 本 隆 雄
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 岩 本 隆 雄

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

(2) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

200平方メートル

イ 変更後

250平方メートル

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	24時間
荷さばき施設②	午前6時から午後10時まで

イ 変更後

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	24時間
荷さばき施設②	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設③	午前4時から午前6時45分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の住所

平成24年5月15日

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

平成25年5月22日

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成25年5月22日

5 届出年月日

平成24年9月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年10月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町若葉1丁目50番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市中央区瓦町3丁目5番7号

大阪ガス住宅設備株式会社 代表取締役 松 島 正 臣

3 許可年月日及び許可番号

平成24年10月3日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－3－2号（24猪名川）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年10月26日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
紫外レーザ加工装置（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 落札者を決定した日
平成24年8月20日
- 4 落札者の名称及び住所
タカノ株式会社 長野県上伊那郡宮田村新田2053－7
- 5 落札金額
39,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年7月17日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年10月26日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
エックス線マイクロアナライザーシステム（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月1日
- 4 落札者の名称及び住所
西川計測株式会社 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
- 5 落札金額
45,108,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年8月31日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年10月26日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
近接場光学顕微分光装置（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成24年8月20日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
日本分光株式会社 大阪市北区万歳町4番12号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,555,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年7月17日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年10月26日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
マイクロX線CTスキャナー（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成24年8月20日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社スカイサイエンス 神戸市北区藤原台北町1-1-4
- 5 随意契約に係る契約金額
67,410,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年7月17日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年10月26日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
液体クロマトグラフ質量分析装置（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成24年8月20日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
アドバンテック東洋株式会社 神戸市西区伊川谷町有瀬1047番1
- 5 随意契約に係る契約金額
49,896,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年7月17日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成24年10月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党兵庫県三木市第一支部	仲田 一彦	長島 良子	三木市大塚2-1-41

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
猪名川維新の会	東本 享也	浜口 勝子	川辺郡猪名川町若葉2丁目5番地6
沖正治後援会	沖 正治	沖 正治	赤穂郡上郡町山野里207番地3
兵庫県建設業政治連盟	前川 容洋	石田 恭一	神戸市西区美賀多台1丁目1番地の2 兵庫建設会館内
水野雅広後援会	水野 雅広	水野 裕美子	養父市葛畑121-7
本林むねおき後援会	本林 司	本林 司	赤穂郡上郡町船坂1027
安浪じゅんいち後援会	上林 孝仁	安浪 幸子	尼崎市東難波町2丁目9番22号

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
自由民主党兵庫県神戸市須磨区第一支部	会計責任者	新	宮本 喜美子
		旧	河野 良子

自由民主党兵庫県第十一選挙区支部	会 計 責 任 者	新	竹 村 政 信
		旧	金 盛 督 昌
自由民主党兵庫県宝塚市第二支部	会 計 責 任 者	新	森 脇 裕 子
		旧	栄 留 裕 美
民主党兵庫県第6区総支部	会 計 責 任 者	新	大河内 茂 太
		旧	池 畑 浩 太 朗

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
池 田 林 太 郎 後 援 会	代 表 者	新	川 部 竜 二
		旧	前 信 司
垣 内 ひ ろ あ き 後 援 会	代 表 者	新	垣 内 宏 之
		旧	待 場 宗 市
革 新 1	名 称	新	革新1
		旧	たつの維新の会
北 山 ク ラ ブ	代 表 者	新	藤 原 英 俊
		旧	正 木 貞 良
木 村 い づ み 後 援 会	代 表 者	新	小 塚 重 幹
		旧	木 村 圭 介
幸 福 実 現 党 姫 路 後 援 会	会 計 責 任 者	新	吉 田 洋 子
		旧	森 本 元 一
頭 師 暢 秀 後 援 会	会 計 責 任 者	新	竹 村 政 信
		旧	金 盛 督 昌
電 機 兵 庫 政 治 活 動 委 員 会	代 表 者	新	森 永 進
		旧	若 山 忠 義
藤 本 ゆ う き 後 援 会	代 表 者	新	寺 本 貴 宣
		旧	有 年 祐 規
三 橋 ま き を 育 て る 会	主たる事務所 の所在地	新	神戸市垂水区海岸通3—6—302
		旧	神戸市中央区磯上通3—2—20—213
村 上 正 明 後 援 会	代 表 者	新	浜 田 幸 一
		旧	中 定 三 郎

3 解散の届出のあった政治団体

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
上 谷 ま さ ひ ろ 後 援 会	上 谷 美 智 恵	平成24年9月10日
川 重 労 組 神 戸 船 舶 支 部 政 治 活 動 委 員 会	武 蔵 眞 一	平成24年8月31日
兵 庫 県 中 村 ひ ろ ひ こ 後 援 会	西 井 秀 爾 郎	平成24年9月20日
水 野 雅 広 後 援 会	西 村 睦 男	平成24年9月6日



兵庫県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成24年10月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
有 年 真 記	参議院議員	三橋まきを育てる会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区海岸通3-6-302
				旧	神戸市中央区磯上通3-2-20-213

教 育 委 員 会 規 則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年10月26日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第13号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第8号）附則第1項第3号に規定する教育委員会規則で定める日は、平成24年11月3日とする。



兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第14号

兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立美術館管理規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「展示する日」の右に「の本館及び同条第4項に規定する美術品を展示する日の分館」を加える。

第6条見出し中「特別観覧」を「特別の観覧」に改め、同条第1項中「特別観覧を」を「特別の観覧を」に改め、同条第2項中「特別観覧の」を「特別の観覧の」に改め、同条第3項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第7条第3項中「第8条の2」を「第8条の2第1項」に改める。

第8条第1項中「美術館の」を削り、同条第2項及び第3項中「利用施設利用許可申請書」を「利用施設事業申請書」に改め、同条第4項及び第5項中「利用施設利用内容変更承認申請書」を「利用施設事業内容変更承認申請書」に改め、同条第7項中「美術館の」を削る。

第9条第1項中「利用施設利用許可申請書」を「利用施設事業申請書」に、「同条第2項の許可」を「第2項の許可」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（分館の美術品の特別の観覧に係る料金及び講座の受講に係る料金の基準額）

第11条の2 条例別表第6の規定により、教育委員会規則で定める額は、別表第5及び別表第6のとおりとする。

第12条第1項及び第16条第1項中「美術館の」を削る。
 第14条第1項第1号中「特別観覧」を「特別の観覧」に改める。
 第17条中「美術館の」を削り、「第13条第3項」を「第13条第3項本文」に改める。
 第18条中「美術館の」を削る。
 別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第11条の2関係）

区 分	特別の観覧に係る料金の基準額（1点1回につき）		
熟 覧	250円		
模写・模造	3,000円		
撮 影		学术研究を目的とする場合	学术研究以外を目的とする場合
	単色	250円	1,500円
	原色	450円	3,000円
原板使用	3,000円		

備考

- 1 屏風は、1双を1点とする。
- 2 1揃えをなす巻子は、3巻以内を1点とする。
- 3 対幅は、3幅以内を1点とする。
- 4 普通個別の美術品は、各個を1点とする。
- 5 撮影は、同一作品について原板3枚以内を1回とする。

別表第6（第11条の2関係）

区 分	講座の受講に係る料金の基準額	
短 期 講 座	入門コース	3,000円
	応用コース	6,000円
中 期 講 座	入門コース	9,000円
	応用コース	12,000円
長 期 講 座	16,000円	
1 日 講 座	1,000円	

様式第4号中「利便施設利用許可申請書」を「利便施設事業申請書」に、「利用許可を受けよう」を「事業を行おう」に、「ために利用の許可を受けよう」を「事業を行おう」に改める。

様式第5号中「利便施設利用内容変更承認申請書」を「利便施設事業内容変更承認申請書」に、「利用許可を受けようとする」を「事業を行う」に、「ために利用の許可を受けようとする」を「事業を行う」に改める。

附 則

この規則は、平成24年11月3日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

兵庫県公安委員会
 委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第9号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則（平成4年兵庫県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに法第15条第1項」を「、第15条第1項」に、「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、「規定する事務」の右に「並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務」を加える。

第3条中「又は第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。